

鳥取県公報

平成21年11月13日(金) 第8144号

毎週火·金曜日発行

		目	次
\Diamond	告 示	障害者自立支援法による指定自然 都市計画事業の事業変更の変更の 保安林の指定の解除予定 (686) 地域森林計画の決定予定 (687) 指定居宅サービス事業者の指定 指定介護予防サービス事業者の 鳥取県立博物館の販売用図録の り	(〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
\Diamond	選管告示	(690) (教育委員会博物館)・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (80)・・・・ 6
\Diamond	公告		の開催(警察本部生活環境課)・・・・・・・・・6
\Diamond	調達公告		会教育環境課)・・・・・・・・・・・・・・7

示

鳥取県告示第683号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者 福祉法施行細則(平成6年鳥取県規則第17号)第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤務先
外科	ぼうこう又は直腸機能障 害、小腸機能障害	山田 敬教	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
リハビリテーション 科	肢体不自由、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	片寄 道子	米子市錦海三丁目4-5 錦海リハビリテーション病院
脳神経外科	肢体不自由	堀江 政宏	鳥取市的場 1 — 1 鳥取市立病院
小児科	心臟機能障害	船田 裕昭	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
内科	じん臓機能障害	堀 立明	米子市両三柳1880 博愛病院
外科	ぼうこう又は直腸機能障 害、小腸機能障害	渡邉 淨司	八頭郡智頭町大字智頭1875 国民健康保険智頭病院
神経内科	肢体不自由、音声・言語 機能障害、そしゃく機能 障害	高橋 浩士	鳥取市三津876 独立行政法人国立病院機構鳥取 医療センター
整形外科	肢体不自由	村岡 智也	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障 害	眞砂 俊彦	II
II.	じん臓機能障害、ぼうこ う又は直腸機能障害	田路 澄代	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院

鳥取県告示第684号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定した ので、同法第69条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又	明乳老の分形	指定自立支援医	指定自立支援医	自立支援医療の	化
は名称	開設者の住所	療機関の名称	療機関の所在地	種類	指定年月日

楠田 倫紀	鳥取市末広温泉	くすだ矯正歯科	鳥取市秋里1284	育成医療	平成21年11月 1
	町624-3	医院		更生医療	日
医療法人ワイエ	米子市両三柳	ワイエイデンタ	米子市両三柳		
イオーラルヘル	107	ルクリニック	107		
スセンター				"	"
理事長 山中					
渉					
有限会社ライブ	米子市角盤町一	ライブアシスト	米子市角盤町一	育成医療	
アシスト	丁目3-11	訪問看護ステー	丁目3-11	更生医療	"
代表取締役 木		ション		精神通院医療	"
下 須賀子					

鳥取県告示第685号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 施行者の名称
 米子市
- 2 都市計画事業の種類及び名称米子境港都市計画下水道事業 米子市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和44年4月23日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分変更する部分鳥取県米子市旗ヶ崎の一部
 - (2) 使用の部分

追加する部分

米子市吉岡字熊党通、字熊党道上ノ二、字三軒屋中及び字西南の各全部並びに同字三崎新田、字西三軒屋中、字大川端及び字中新田の各一部、浦津字中河原の一部、熊党字ココロ、字花木、字強洞、字五反通、字高砂、字上場及び字北土井の各全部並びに同字伊豆前、字熊党、字古井戸、字向島、字四間割、字芝尾、字西南、字東南及び字梨子木の各一部、二本木字浜開ノ弐の一部、蚊屋字下亀田、字五反田、字四反通、字焼水豆、字清水、字西出口川添、字村ノ内木場屋敷、字大坪、字南亀田及び字堀廻り屋の各全部並びに同字井出ノ内、字字戸口、字下島田、字間畑道ノ下、字間畑道ノ上、字荒神ノ下、字左右工門塚、字才ノ木、字松ノ下東、字上場屋敷、字上清水、字上島田、字西出口道ノ上通、字千摺、字川向屋敷、字中島田、字八幡及び字無量寺の各一部、日原字ヲリロ、字下宮ノ前及び字堀越の各全部並びに同字井出ノ手、字家ノ前、字山ノ越、字住吉、字西才加、字石畑、字船橋、字前田、字中尾、字東住吉、字八反坪及び字堀越谷の各一部、宗像字セイゴ谷、字セイゴ谷山、字下サイ手、字宮谷、字宮谷堤下、字曲り田、字上サイ手、字西出口道下通、字大谷、字長山、字椎木谷、字東前田及び字目ケ平の各一部、美吉字奥屋敷、字古場、字向大割、字清水タリ、字前田、字谷、字谷ノ前、字池ノ下及び字中沢の各一部、奥谷字外溝の全部並びに同字代官田、字堀越及び字堀越谷の各一部、兼久字横田土器免、字下新田及び字上新田の各一部、諏訪

字西棚谷の一部、福市字小深田、字松ケ坪、字川西、字川西弐、字鶴田及び字能登の各一部、大篠津町字 下三間割、字御崎川尻、字御崎灘、字東及び字東ノ二の各一部、大崎字中海三及び中海五の各全部並びに 同字粟島境、字高砂、字高砂中、字高砂中後藤境、字中海四及び字中海六の各一部、富益町字米川西五、 字米川西六及び字米川西七の各一部、夜見町字川西一、川西二、川西三、川西四、川西五、川西六、川西 七、川西八、川西九、川西十、字彦名界、字彦名界二、字彦名界三、字彦名界四、字彦名界五及び字彦名 界七の各一部、彦名町字後藤及び字流田上の各全部並びに同字粟島山、字粟島山東、字央、字学校下、字 学校上、字学校上一、字学校上二、字学校上三、字岩屋、字五区境、字後藤瀬一、字後藤川下二、字後藤 川上二、字後藤川西、字後藤川東、字高砂、字高瀬、字高瀬上、字三番川中、字四区一、字四区二、字四 区三、字四区四、字四番川中、字上船入西、字乗越山、字乗越上、字乗越上一、字乗越上二、字乗越上三、 字乗越川一、字大吉、字大吉二、字大吉三、字大高砂、字大谷、字中村、字天神、字天神東、字堂ノ上、 字富益境二、字明神港、字夜見境一、字夜見境二、字夜見境三、字夜見境四、字薮中、字薮下二、字薮中 下三、字流田港、字流田上一、字流田上二、字流田東一及び字流田東二の各一部、米原五丁目の一部、米 原九丁目の一部、河崎字伊平治駄道西及び字米川西夜見堺分の各一部、両三柳字一本松樋口、字市庵道西、 字御建通治右衛門道西、字御建通重助道東、字御免地屋敷通、字御免地東、字御免地道西、字幸助道西、 字三右衛門道西、字三右衛門灘道西、字三右衛門灘道西沖、三左衛門道左右、字治右衛門道西、治右衛門 灘道西、字治右衛門灘道西沖、字治右衛門灘道東、字十四間場米屋樋西、字上谷、字新川西、字新川東、 字代吉郎道左右、字大三郎道西、字大沢十三、字地主松ノ北、字堂ノ北、字堂ノ北沖、字平左衛門西左右、 字堀川七道及び字弥平灘道東の各全部並びに同字御建通御免地東、字御免地主往来南、字幸助灘道西、字 荒神前、字荒神北、字大沢十四、字大沢十八及び字堂ノ西の各一部、観音寺字宮ノ下の全部並びに同字前 田、字前田下、字大塔、字地蔵院、字南塔、字北谷、字木塔及び字流田の各一部 変更する部分

米子市日原字穴田、字水落及び字正願寺の各全部並びに同字折返及び字道狭の各一部、宗像字向田の全 部並びに同字屋敷前田、字西前田及び字前田の各一部、兼久字八反坪の全部、彦名町字角盤通二及び字新 堀頭の各全部並びに同字角盤通、字学校下一、字岩屋下一、字後藤川下一、字後藤川上一、字高瀬一、字 高瀬川、字三番川、字三番川下、字四番川、字乗越川、字新堀通一、字新堀通二、字神社前、字大吉一、 字大谷下一、字中村下一、字薬師下、字藪中下一、字流田川、字流田川一、字流田川中及び字流田頭の各 一部、米原四丁目の一部、米原七丁目の一部、米原八丁目の一部、新開四丁目の一部、上福原字一町田、 字大沢及び字道中江の各一部、両三柳字御免地道西沖、字御免地東、字幸助道左右、字新川西、字深池、 字深池尻中通外、字代吉郎道西、字忠次郎道西及び字平右衛門道西北の各一部、中島一丁目の一部、車尾 南一丁目の一部、車尾南二丁目の一部、安倍字一番川大頭、字外浜、字荒神谷及び字三本松の各一部、陰 田町の一部、長砂町の一部

鳥取県告示第686号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30 条の規定により告示する。

平成21年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所 日野郡日野町中菅字堀尾1347の1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び日野町役場に備え置いて縦覧に供

鳥取県告示第687号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第5条第1項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を立て る予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成21年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
 - 日野川森林計画区に係る地域森林計画の計画書の案及び計画図の案
- 2 縦覧に供する期間
 - 平成21年11月13日から30日間
- 3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業総室、西部総合事務所農林局及び日野総合事務所農林局

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した 文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第688号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定した ので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月13日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社花水木	デイサービス花水 木	鳥取市叶一丁目 5 — 20	平成21年11月9日	通所介護

鳥取県告示第689号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定 したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月13日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社花水木	デイサービス花水	鳥取市叶一丁目5-	平成21年11月9日	介護予防通所介護

木

20

鳥取県告示第690号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立博物館の販売用図録の販売に係る収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 浩

1 委託の相手 米子市中町12

米子市美術館

館長 正井三枝子

2 委託期間 平成21年11月4日から同年12月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第80号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに岩美郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項(同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成21年11月13日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,757

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を 乗じて得た数とを合算して得た数 147,970

岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 3,643

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。) 第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成21年11月13日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

 講習の種別及び受講対象者 経験者講習 鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場	受 講 対 象 者
	平成21年12月7日	鳥取市東町一丁目271	鳥取、郡家及び智頭の各警
	午後1時30分から	鳥取県庁第2庁舎4階第34会議	察署の管内に居住する者
経験者講習	午後4時30分まで	室	
	同月15日	米子市上福原1226-4	八橋、米子、境港及び黒坂
	午後1時30分から	鳥取県米子警察署	の各警察署の管内に居住す
	午後4時30分まで		る者

- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間 3時間
 - (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 3,000円
 - (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。 この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

達 公 告 調

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 借入物品の名称及び数量

県立学校教育用パソコン等賃貸借(7校分) 一式

ア デスクトップ型パーソナルコンピュータ 241台

イ ノート型パーソナルコンピュータ 23台

ウ 中間モニタ 19台

エ 天井吊下げ型プロジェクタ 7台

オ A3カラーレーザープリンタ 6台

カ A3モノクロレーザープリンタ 9台 キ A4カラーレーザープリンタ 1台 ク A4スキャナ 8台 ケ 点字ディスプレイ 2台 コ L2スイッチ16ポート 6台

サ L2スイッチ8ポート 50台

シ ソフトウェア、ライセンス等 一式

(2) 借入物品の仕様 入札説明書による。

(3) 借入期間

平成22年3月1日から平成26年8月31日まで

(4) 納入期限

平成22年2月26日 (金)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は紙 入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品の賃借料(保守料等 を含む。) の総額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額(紙入札にあっては、入札書 に記載された金額)に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、 その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係 る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の 105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす者と

- (1) 単独企業に関する資格及び条件
 - ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 平成21年11月13日(金)から同年12月25日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入 札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措 置を受けていない者であること。
 - ウ 平成21年鳥取県告示第161号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者 の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を 有するとともに、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加 資格の審査の申請書類を平成21年11月20日(金)午後5時までに4の(3)の場所に提出すること。

- エ 平成21年11月13日(金)から同年12月25日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成 14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225 号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者 を除く。)でないこと。
- オ この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入 後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものである こと。
- カ 本件入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
- キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

- (2) 共同企業体に関する資格及び条件
 - ア 各構成員が(1)のアから工まで及びキの要件をすべて満たしていること。
 - イ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
 - エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が 同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
 - オ 各構成員が、この競争入札において単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
 - カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7698

(3) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成21年11月13日(金)から同年12月3日(木)までの日にインターネットのホームペー ジ (物品調達ウェブサイト (http://www. pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454)) から入手するこ と。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成21年11月13日(金)から同年12月2日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法 律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで及び同月3日(木)の 午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書 便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとするこ と。) により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成21年12月18日(金)午前11時から同月25日(金)正午まで(ただし、郵便等による入札書の受領期 間は、同月24日(木)午後5時までとする。)

イ 開札日時

平成21年12月25日(金)午後1時

ウ場所

(1)に同じ。

- 5 入札参加者に要求される事項
 - (1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
 - (2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封し て提出しなければならない。
 - (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成21年12月3日 (木) 正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 電子入札を希望する者にあっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等 によりすべての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除 き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。
 - イ 紙入札を希望する者にあっては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。
 - (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日ま でに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会 計規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提 出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規 則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金 の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

- イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36 号) 第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれ がないと認められるとき。
- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合にお いて、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計 規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成 された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要とな

ること。

(7) その他

ア 多少の台数増減等が見込まれる。その場合は、平成21年11月20日(金)までに変更公告を行うので、県 公報及び電子調達システムを確認すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: personal computers to be leased
- (2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:12:00noon. 3, Decemb er, 2009
- (3) Time-limit for submission of tenders: 12:00noon.25, December, 2009
- (4) Time-limit for submission of tenders by registered mail: 5:00PM, 24, December, 2009
- (5) Contact point for the notice: Office of Education Environment Division, The Tottori Prefect ural Board of Education 271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL: 0857-26-7431